

## 理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクTAMA（以下「本法人」という。）の定款第14条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと。

3 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、本法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表理事として本法人を代表し、その業務を総理する。

(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議で行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。（令和3年3月25日理事会決議）

この規程は、令和5年6月1日から施行する。（令和5年5月25日総会決議）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。（令和6年5月28日総会決議）